

○特集編

九州の多様な農業の展開と担い手

第1章 九州の多様な農業展開と担い手の状況

1 九州の農業の状況

2 担い手の現状と課題

第2章 担い手の取組事例

1 認定農業者の取組

2 集落営農の取組

3 法人の取組

4 新規就農・企業参入

5 女性の活躍

第3章 担い手の確保に向けた対応

1 課題への対応と方向性

2 女性農業者の活躍に向けて

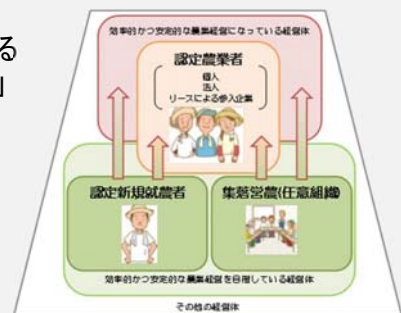
特集編の編集にあたって

P 25～26

- 九州の農業は、温暖な気候風土を活かしながら、多様な農業が展開され、地域の基幹産業となっており、多様な農業者に支えられている。
- 農業者の減少や高齢化等は全国と同様だが、一方で、元気で積極的な担い手も既に多数存在しており、企業の農業参入の増加や地域ぐるみでの大規模法人設立、女性農業者の活躍など明るい動きもある。
- 本特集編では、農業の担い手の確保に向けて、担い手の現状や取組、担い手育成等への支援策、女性農業者の活躍などについて取り上げる。

解説：「担い手」とは

- 食料・農業・農村基本法では、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指すとされている。
- 農林水産省では、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体両者を併せて「担い手」と定義。
- 効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」がある。



- ※ 認定農業者（制度）とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。
- ※ 認定新規就農者（制度）とは、新たに農業を営もうとする、青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）などが作成した、就農後数年後の経営の目標を規定した青年等就農計画を、市町村が認定する制度。
- ※ 集落営農とは、集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。

第1章 九州の多様な農業展開と担い手の状況

1 九州の農業の状況

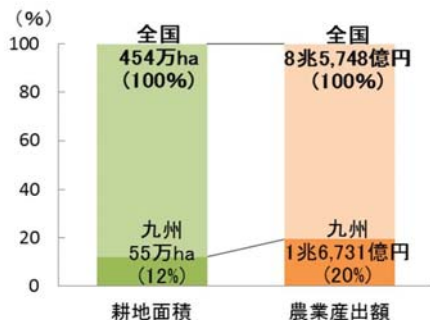
本文P27~28

(1) 多様な農業の展開

- 九州の農業は、全国の耕地面積の1割強の55万haで、全国の約2割の農業産出額。
- 農業集落数をみると、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県は、平地農業地域の割合が全国よりも高く、大分県、宮崎県、鹿児島県は、中山間農業地域の割合が全国よりも高い。
- 北九州地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）は、米や野菜などの耕種部門が7割を占め、南九州地域（宮崎県、鹿児島県）は、畜産部門が6割を占めている。

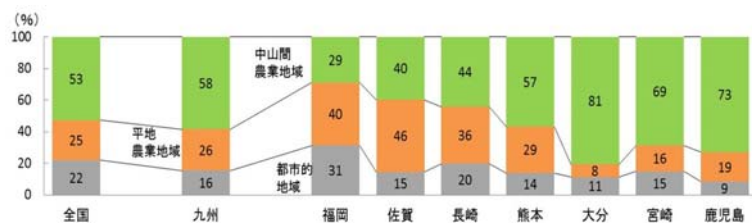
※ 農業集落数とは、自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結び付き、各種の集団や社会関係を形づくってきた農村における基礎的な地域単位。

農業産出額と耕地面積の全国に対する九州の割合



資料：農林水産省
「平成25年耕地及び作付面積統計」
「平成25年生産農業所得統計」

農業地域類型別農業集落数の割合



資料：農林水産省「2010世界農林業センサス」

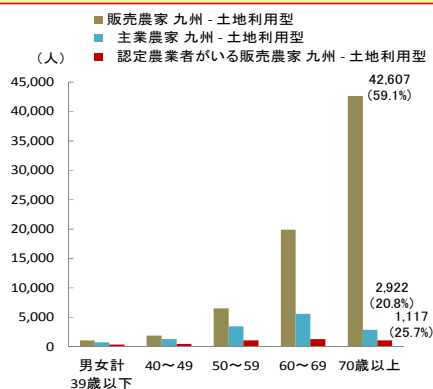
本文P29~31

(2) 農業者の現状①

- 基幹的農業従事者は減少傾向で推移し、年齢構成のバランスが崩れている中で、販売農家のうち主業農家や認定農業者がいる農家では、年齢構成のバランスはそれほど崩れていない。
- 販売農家の経営耕地面積に占める主業農家や認定農業者がいる農家の割合は、土地利用型では20%以下と低いが、野菜ではそれぞれ73%、55%と高い。

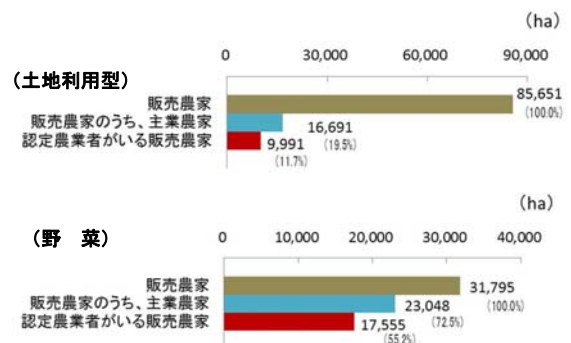
※ 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。
 ※ 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
 ※ 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

九州における年齢別基幹的農業従事者数（土地利用型）



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
 注：九州農政局で組替集計。土地利用型は、単一経営における「稲作」、「麦類作」、「雑穀・いも類・豆類」を合計。

九州における農家タイプごとの経営耕地総面積

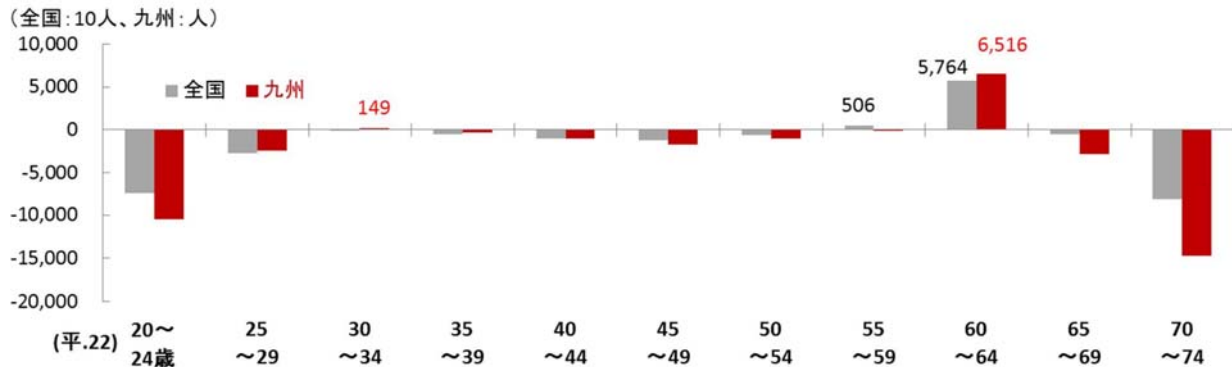


資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
 注：九州農政局で組替集計。土地利用型は、単一経営における「稲作」、「麦類作」、「雑穀・いも類・豆類」を合計。

(2) 農業者の現状②

- 農業就業人口は、ほとんどの年齢階層で減少している中で、60～64歳の階層は九州、全国ともに増加しており、定年帰農が主な要因ではないかと思われる増加がみられる。
- 九州の農業・農村は、経営規模や主業・副業、年齢構成など多様な農業者によって支えられている。しかし、基幹的農業従事者の減少や高齢化は進んでおり、これから先の地域の農業や農村をどのようにしていくのか、全ての関係者で明確にしていくことが重要。

全国と九州における年齢別農業就業人口の変化（平成22年－17年）



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：同年代で差を算出するため、2010センサスと2005センサスの5歳前の年齢階層の差を、九州農政局で作成。
(例：平成22年の60～64歳と、平成17年の55～59歳との差。)

2 担い手の現状と課題

本文P34～36

(1) 認定農業者

- 農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた認定農業者は、「経営所得安定対策」の交付対象となるとともに、低利融資や税制の特例等の支援措置が受けられる。
- 26年3月末の認定農業者数は、4万8,421経営体で、全国の2割を占めている。
しかし、そのうち女性が占める割合は2.5%で、夫婦共同申請を合わせても1割にも満たないことから、女性の経営参画に向けた環境整備への取組が必要。
- 営農類型別では、施設野菜が最も多く、稲作単一経営は4%弱。水田作の多い佐賀県では、複合経営の割合が高く、裏作や施設園芸等との複合経営が多いと思われる。

九州における農業経営改善計画の認定状況

(単位：経営体)				
農業経営改善計画認定数	女性		夫婦共同申請	
	構成比		構成比	
48,421	1,214	2.5%	1,801	3.7%

資料：農林水産省「認定農業者等の認定状況」
注：平成26年3月末現在

農業経営改善計画の営農類型別認定状況

(単位：認定数)																
都道府県	農業経営改善計画認定数															
	単一経営															
	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹類	花き ・花木	その他 の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他 の畜産	小計	複合 経営
全国	29,002	464	1,490	5,493	15,752	19,333	17,273	7,621	1,702	11,438	7,585	2,575	1,997	787	122,512	108,511
福岡県	144	3	1	174	95	1,029	490	430	45	186	57	25	41	4	2,724	3,198
佐賀県	47	0	0	152	127	454	430	89	12	32	236	40	49	16	1,684	2,669
長崎県	24	1	1	249	816	711	489	180	26	89	353	72	60	10	3,081	2,882
熊本県	290	3	17	525	450	2,158	1,258	253	57	442	478	134	58	13	6,136	4,847
大分県	186	1	7	74	210	520	396	187	74	125	217	43	44	4	2,088	2,160
宮崎県	102	0	106	201	455	1,475	371	223	60	198	1,075	215	294	21	4,796	3,613
鹿児島県	152	0	143	1,223	431	556	309	398	26	162	1,037	308	232	13	4,990	3,553
九州	945	8	275	2,598	2,584	6,903	3,743	1,760	300	1,234	3,453	837	778	81	25,499	22,922
	945	8	275	2,598	2,584	6,903	3,743	1,760	300	1,234	3,453	837	778	81	25,499	22,922

資料：農林水産省「認定農業者等の認定状況」
注：平成26年3月末現在

(2) 集落営農組織

- 集落営農は、機械の共同利用によるコスト低減や地域を単位とした農地の面的・有効活用等を進めることが可能で、零細な個別経営を脱して農業の担い手となる一つの形。
- 27年2月現在の集落営農は、2,568組織で、そのうち434組織が法人化。
- 約半分の組織が今後法人となる計画を策定しており、法人化によるメリットを考慮し、計画的に法人化されることが期待される。

農業経営を営む法人となる計画の策定状況別集落営農数

(単位: 集落営農)

	集落営農計	法人	農業経営を営む法人となる計画を策定している	非法人					
				法人化予定年					
				平成27年	28	29	30	31	32年以降
全国	14,852	3,622	4,697	573	2,584	1,143	280	103	5
九州	2,568	434	1,242	139	928	139	22	13	1
福岡	618	157	313	64	239	9	1	-	-
佐賀	605	11	479	21	446	7	5	-	-
長崎	115	9	72	14	43	3	7	5	-
熊本	407	24	264	7	138	105	6	8	-
大分	549	187	94	24	60	9	1	-	-
宮崎	128	23	1	1	-	-	-	-	-
鹿児島	146	23	19	8	2	6	2	-	1

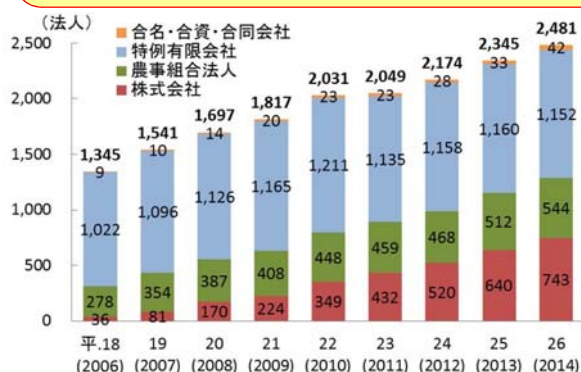
資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」（概数）

(3) 農業法人

- 農業経営の法人化は、経営管理や経営継承、雇用の確保等の面でメリットが多く、担い手の経営発展のために有効な手段。
- 26年1月現在の農業生産法人は、2,481法人で18年の1.8倍。このうち株式会社は、743法人で18年の20倍。
- 「農業法人実態調査」結果によると、経営課題としてほとんどの法人が「生産」に関する取組をあげているほか、「人材育成」や「6次産業化」の取組が高い割合。

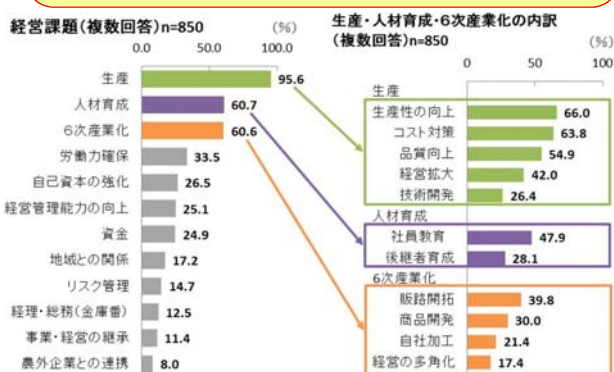
※ 農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称で、農地の権利取得の有無によって農業生産法人と一般法人に大別される。
 ※ 6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

九州における農業生産法人の推移（各年1月1日現在）



資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」
 注：特例有限会社とは、会社法の規定により、株式会社として存続する旧有限会社であって、その商号中に有限会社という文字を用いるものをいう。また、株式会社には、特例有限会社を含んでいない。

経営強化の取組における経営課題について



資料：（公社）日本農業法人協会
 「農業法人白書（2013農業法人実態調査結果）2014年5月」

(4) 新規就農・企業参入①

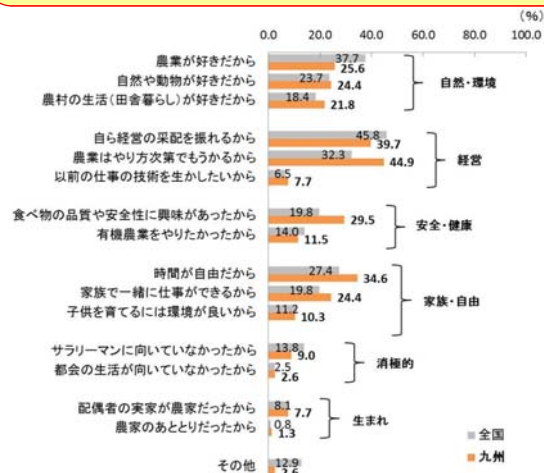
本文P42～46

(新規就農)

- 25年の新規就農者数は1,534人。過去3か年の推移では、23年から24年にかけて、新規参入者やUターンの増加が顕著。
- 新規参入者が就農した理由は、「農業はやり方次第でもうかるから」が多く、次に「自ら経営の采配を振れるから」が多い。
- 就農時に苦労した点は、新規参入者の7割に近い者が「農地の確保」、親元就農者の8割に近い者が「営農技術の習得」と回答。

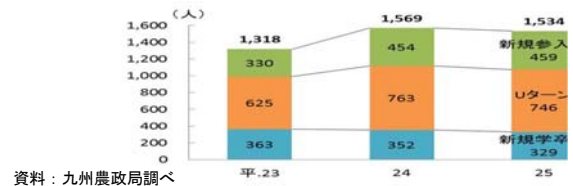
※ 新規参入者とは、非農家出身者が農地の権利を取得する等して新たに農業経営を創設して就農するタイプ。ただし、農家出身であっても実家の農業経営とは別に農地の権利を取得する等して農業経営を創設して就農した者も含む。

就農の理由（複数回答）



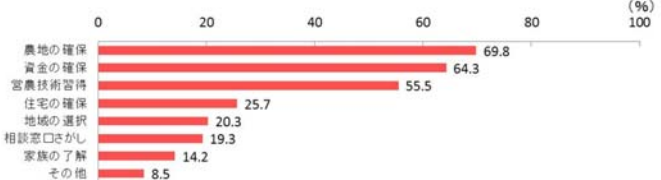
資料：全国農業会議所・全国新規就農相談センター
「新規就農者の就農実態に関する調査結果—平成25年度—」

九州の新規就農者の推移



資料：九州農政局調べ

新規参入者の就農時に苦労したこと（複数回答）



資料：全国農業会議所・全国新規就農相談センター
「新規就農者の就農実態に関する調査結果—平成25年度—」

(4) 新規就農・企業参入②

本文P46～49

(企業参入)

- 企業等一般法人の農業参入は、平成21年以降約5年で196法人が参入し、21年以前の参入法人数の約4倍の参入数。業種別では、農業・畜産業の参入が多く、次いで食品関連産業、建設業の順。
- 農業に参入した動機は、「事業の多角化のため」が多く、次に「原材料確保のため」が多い。
- 「企業の農業参入に関する調査」結果では、参入企業の本業によって、それぞれ課題は違うが、「農業技術の習得」や「農地の確保」は異業種から農業参入する際の共通課題。

九州各県別の参入法人の内訳（平成26年12月末現在）

		改正農地法												(単位:法人)	
県名		施行前 H15.4～ H21.12	施行後 H21.12 ～H26.12	組織			業種別							(「サービス業他」 その他)	
				株式 会社	特例有 限会社	NPO 法人等	食品 関連 産業	農業・ 畜産業	建設 業	製造 業	その他卸売	NPO 法人	医療・ 福祉・ 教育		
福岡県	3	26	18	4	4	12	3	2	-	1	-	1	7		
佐賀県	-	14	9	-	5	-	6	1	-	4	-	3	3		
長崎県	4	11	7	1	3	2	-	1	-	3	-	5	5		
熊本県	4	74	46	10	18	15	24	7	3	5	6	-	14		
大分県	6	19	11	5	3	2	7	4	1	1	1	1	2		
宮崎県	-	17	13	2	2	2	7	1	-	-	-	-	7		
鹿児島県	29	35	23	5	7	6	5	13	-	2	1	1	8		
九州計	46	198	127	27	42	39	52	29	4	7	18	3	48		
全国	436	1,712	1,080	218	434	418	317	192	81	85	185	65	369		

資料：農林水産省及び九州農政局調べ

注：参入法人数は、解除条件付き（農地法第3条第3項）により農地を借り入れた一般法人を集計したものであり、農業生産法人として参入した法人等は含まない。

施行前の実績は平成21年12月現在の数字であり、その後農業生産法人に移行した法人等も含まれる。なお、平成22年6月以降に参入した法人には、施行前の参入法人数は含まない。

農業部門の課題



資料：日本政策金融公庫「企業の農業参入に関する調査」

注：平成23年度調査

第2章 担い手の取組事例

1 認定農業者の取組

本文P50～56

- 自らの農業経営改善計画に即して、経営の効率化や安定化に取り組んでいる認定農業者の取組事例を紹介。

【農地の集約と大型機械の
導入による作業の効率化】
熊本県玉名市 坂本正信さん

【家族経営でいちご栽培の
大規模化】
熊本県玉名市 大塚淳一さん

2 集落営農の取組

- 高齢化によりリタイアする農業者の農地の受皿となっている集落営農、集落営農を法人化し、6次産業化等経営発展に取り組んでいる集落営農、集落営農の再編・統合を行い、効率的な営農体制の構築を図った集落営農の取組事例を紹介。

【担い手と集落営農の共存に
よる地域農業の維持】
福岡県みやま市
農事組合法人本郷

【複合経営での加工・販売
の取組】
宮崎県都城市
農事組合法人きらり農場高木

【集落営農の再編・統合に
よる大規模法人化】
熊本県大津町
ネットワーク大津(株)

3 法人の取組①

- 家族経営からの法人化や現場の分業体制により組織化されている法人の取組事例を紹介。

【ニーズに応じた米づくり】
熊本県阿蘇市
農業生産法人(有)内田農場

【環境に配慮した農場づくり
への取組】
熊本県菊池市
セブンフーズ(株)

3 法人の取組②

本文P57～62

- 担い手が少ない地域で、地域の農地の受皿としてJAや行政が中心となって設立した法人の取組事例を紹介。

【農協出資の法人で農地集積】
鹿児島県志布志市
農業生産法人(有)いろは農園有明

【中山間地域での効率的な
農地利用集積】
大分県中津市
(株)農業生産法人やまくに

4 新規就農・企業参入

- 農外からの新規就農と異業種からの農業参入の取組事例を紹介。

【新規就農の取組】
熊本県合志市
うさぎ農園 月野夫婦

【株式会社の農業参入の取組】
佐賀県鳥栖市
JR九州ファーム(株)

5 女性の活躍

- 地域でリーダー的存在として活躍している女性の取組事例を紹介。

【桜島の降灰を
付加価値に変えて】
鹿児島県鹿児島市
(有)さくらじま旬彩館
代表取締役 中島孝子さん

【家族経営協定を活用し
経営発展の取組】
大分県豊後高田市
大分県生活研究グループ連絡協議会
会長 和泉やす子さん

第3章 担い手の確保に向けた対応

1 課題への対応と方向性

本文P63～66

(1) 農業者の経営発展に向けた方策

(人・農地プランの活用)

- 地域の農業関係者が地域の農業の将来像を話し合い、人・農地プランに中心経営体や将来の農地利用の在り方などを位置付けることが重要。

(認定農業者・法人化の制度的な活用)

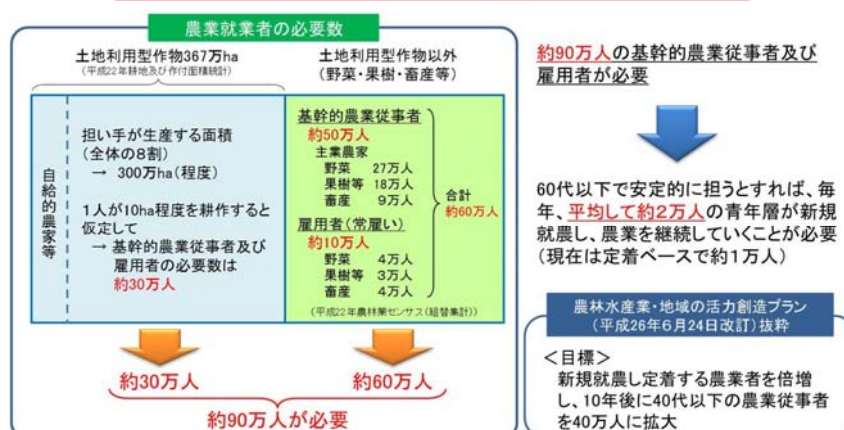
- 認定農業者の経営発展のため、各種支援策を措置している。農業経営改善計画に沿って、計画的な規模拡大等に向けて活用することが重要。
- 農業経営の法人化とともに、6次産業化に取り組むことは、マーケットインの感覚を磨くことにつながり、経営の多角化・発展に向けて有効な取組であることから、各種支援策で推進。
- 集落営農の新たな課題として、設立した集落営農組織・法人の継続、構成員の高齢化等の問題があり、その解決策の一つとして、地域の複数の集落営農組織を統合し、一つの組織に法人化する事例がみられる。

(2) 新たな農業者の確保①

本文P66～67

- 持続的で力強い農業構造を実現するためには、基幹的農業従事者と雇用者を合わせた農業就業者は約90万人必要で、これを60代以下の年齢層で安定的に担うには、毎年2万人程度の青年層の新規就農者が定着していくことが必要。
- 新規就農するためには、各県や市町村等による研修制度の活用や農業法人への雇用就農等の方法があり、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得することが可能。
- 新規就農相談センターが各県に設置され、就農希望者からの個別の相談に対応。

青年就農者の確保の考え方



（２）新たな農業者の確保②

本文P 68～70

- 新規就農者の就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得を確保する「青年就農給付金事業」を平成24年度から実施。
- 九州管内の25年度青年就農給付金は、準備型で402人、経営開始型で2,122人に対して給付。全国の都道府県及び市町村を対象に行ったアンケート結果では、青年就農者の確保に青年就農給付金（経営開始型）や農の雇用事業が役立っているとの回答がほとんど。
- 農業参入した企業では、農地の確保が課題。自ら行ってきた農地の出し手との個別交渉が不要になる等の利点がある、農地中間管理機構の活用を推進。

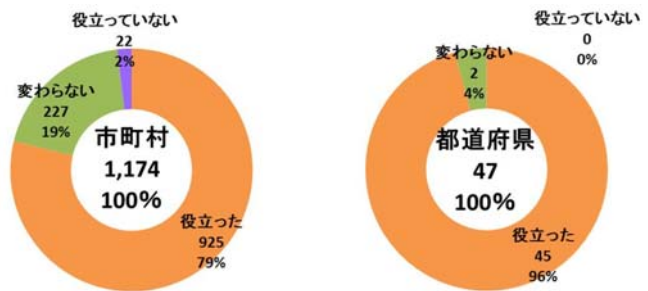
青年就農給付金実績（九州）

準備型 平成25年度給付実績 402人				(単位:人)	
年齢別	男女別	出身別	研修機関別		
10代			農大等		
59(14.7%)	男性	非農家	200(49.8%)		
20代	353(87.8%)	227(56.5%)	先進農家		
172(42.8%)			115(28.6%)		
30代	女性	農家	その他		
131(32.6%)	49(12.2%)	175(43.5%)	87(21.6%)		
40代					
40(9.9%)					
経営開始型 平成25年度給付実績 2,122人					(単位:人)
年齢別	男女別	個人夫婦別	出身別		
10代			非農家		
4(0.2%)	男性	個人	806(38.0%)		
20代	1,825(86.0%)	1,722(81.1%)			
693(32.6%)					
30代	女性	夫婦	農家		
961(45.3%)	297(14.0%)	400(18.9%)	1,316(62.0%)		
40代					
464(21.9%)					

資料：農林水産省「平成25年度青年就農給付金給付実績（九州）」

経営開始型に関する問い

Q 新規就農者の確保に対して、青年就農給付金（経営開始型）や農の雇用事業は役立っていますか。



資料：農林水産省
「平成25年度青年就農給付金に関するアンケート」

（３）土地利用型部門の課題への対応

本文P 71～72

- 稲作等の水田経営においては、一定の経営規模の確保や機械・施設の有効活用が図られ、零細な経営規模の農家も組織化することができる集落営農も有効な経営手法。
- 農地の有効活用や生産コスト削減のため、稲作を共同経営化（集落営農・法人）し、施設園芸を担い手それぞれが経営していく方法が、九州に適した経営の一つ。

（４）経営の継承

- 担い手の経営資本（機械・施設・農地等）の引継などの経営継承は地域農業の維持や持続的な農業発展等にとって不可欠な課題。
- 九州の集落営農で経営を引き継ぐ予定者がいる割合は77%。

九州における面積規模別の集落営農数



資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」

経営を引き継ぐ予定者の有無別集落営農数割合

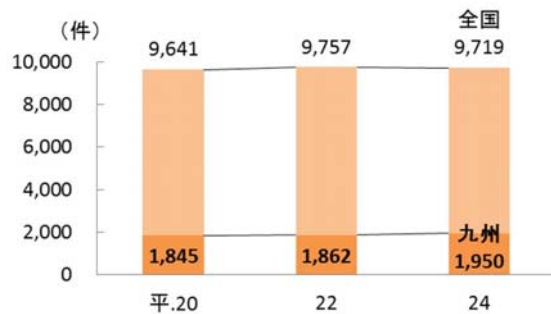
(単位: %)		
区 分	経営を引き継ぐ予定者がいる	経営を引き継ぐ予定者がいない
全 国	74.4	25.6
法 人	80.3	19.7
任意組織	71.8	28.2
九 州	76.7	23.3

資料：農林水産省「平成26年集落営農活動実態調査」

2 女性農業者の活躍に向けて

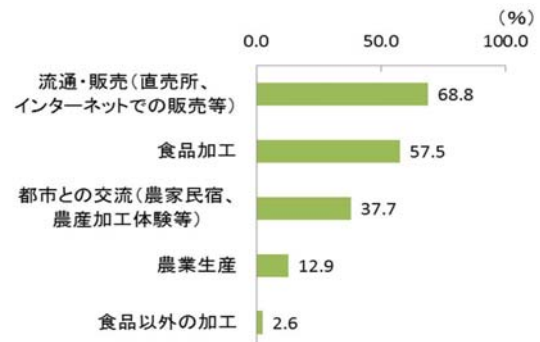
- 女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たしており、6次産業化等の担い手として期待されており、女性の能力の活用に向けた環境づくりを推進。
- 地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売所での販売、農家民宿の経営など農村女性の起業件数は増加傾向で推移。
- 活動内容をみると、農産物直売所等での流通・販売、食品加工が多く、こうした活動が地域活性化に貢献することが期待される。

女性の起業活動数の推移



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

女性の起業活動内容（複数回答 九州）



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」